

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数(令和3年8月以降)

		項目数	件数
法律事項 (処理済み)	都道府県分	59	195
	市町村分	42	106
	計	101	301
省令事項	都道府県分	63	100
	市町村分	33	58
	計	96	158
計	都道府県分	122	295
	市町村分	75	164
	計	197	459

2 省令事項に係る意見の処理について

96項目(158件)のうち33項目(70件)(別紙の「処理状況」欄に※を付したもの)について意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 消防団員報酬に係る算定方法の見直し 2項目(4件)
- 道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ 2項目(2件)
- 公立病院の施設整備費に係る建築単価の上限の見直し 1項目(3件)
- 保健所体制の強化に係る財政需要の適切な反映 1項目(1件)

R4地方団体からの意見及び処理方針の概要(省令事項・主なもの)

新規 継続	提出 団体	費目	意見	処理方針(案)	
継続	富山県	地域の 元気創 造事業 費 (県)	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響により生じる統計数値の異常値への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により統計数値に異常値が発生した場合に、算定結果に影響が生じないよう、基礎数値の取り扱いについて考慮されたい。</p>	一部 採用	<p>令和4年度算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく数値が変動したと考えられる令和2年以降の数値が反映される日本人・外国人延べ宿泊者数、経常的経費削減率、地方税徴収率について、令和3年度算定で用いた数値を引き続き用いることとした。</p>
継続	兵庫県 ほか	衛生費 (県)	<p>■公立病院の施設整備費に係る建築単価の上限の見直し</p> <p>交付税措置の対象となる建築単価(36万円/㎡)が実勢単価と乖離しているため、より実態に即した建築単価への見直しを図られたい。</p>	採用	<p>最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げることとする。</p>
継続	岩手県	高等学 校費 (県)	<p>■小規模高等学校のかかりまし経費の適切な反映</p> <p>小規模高等学校については、相対的に財政需要が多くなっていることから、新たな補正を講じることにより財政需要を適切に捕捉すること。</p>	不採用 (引き続き検討)	<p>現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。</p> <p>こうした状況や文部科学省からの意見を十分に踏まえつつ、小規模高等学校において生じる経費等の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。</p>
新規	会津若松市 (福島県) ほか	消防費 (市)	<p>■消防団員報酬に係る算定方法の見直し</p> <p>「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防庁長官通知)を踏まえた算定を行っていただきたい。</p>	採用	<p>「非常勤消防団員の報酬等の基準」において団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえ、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を的確に算定に反映できるよう、「人口」に応じた算定から、各市町村における「標準額支払団員数」に応じた算定に変更することとした。</p>

R4地方団体からの意見及び処理方針の概要(省令事項・主なもの)

新規 継続	提出 団体	費目	意見	処理方針(案)	
継続	新潟市 (新潟県) ほか	道路橋 りよう費 (市)	<p>■道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ</p> <p>道路橋りよう費(面積)の積雪度に係る寒冷補正における「種地により乗じる数」及び補正率を引き上げ、道路の除排雪経費の算入不足の解消を図ること。</p>	一部 採用	寒冷補正のうち積雪度による補正に係る補正率については、除排雪に要する経費の実態等を踏まえ、見直しを行っている。
新規	秩父別町 (北海道)	道路橋 りよう費 (市)	<p>■地域の状況を踏まえた積雪度級地の設定</p> <p>積雪度級地区分について、市町村における地理的状況や生活圏域における積雪量を考慮した算定方法に見直されたい。</p>	不採用	<p>級地区分の決定に用いる累年平均積雪積算値は、気象庁の観測データと標高差等の地形因子との関係を表す算式を用いて算出している。</p> <p>また、積雪度の級地区分の決定にあつては、個別の地方団体の除排雪経費の状況等を加味している。</p>
継続	京都市 (京都府)	保健衛 生費 (市)	<p>■保健所体制の強化に係る財政需要の適切な反映</p> <p>今後の感染症発生時の保健所の対応力強化を図るため、より一層の人員体制強化、財政措置の拡充を検討されたい。</p>	採用	<p>「保健所の恒常的な人員体制強化」のため、令和3年度においては、衛生費の保健所費(保健所)において、感染症対応業務に従事する保健師を6名増員するとともに、政令市、中核市及び保健所設置中核市の算定における普通態容補正の設定に当たっては、当該経費を適切に反映している。</p> <p>令和4年度においても、衛生費の同細目において感染症対応業務に従事する保健師を新たに6名増員するとともに、政令市等の算定において同様の措置を講ずることとする。</p>

地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要

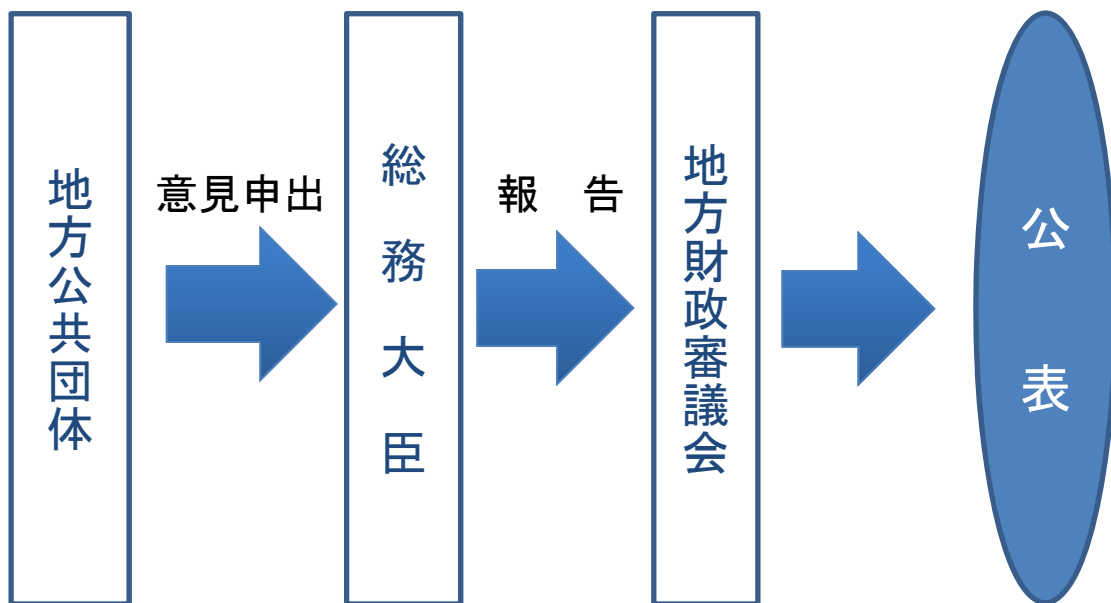
地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。
(地方交付税法 第17条の4 (平成12年4月施行))

<例年の意見申出・公表の時期>

意見申出：9月中旬～下旬

公 表：(法律事項) 3月末

(省令事項) 次年度7月末



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成12年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成12年度	補正係数等(省令事項)	103	60	14
平成13年度	単位費用等(法律事項)	157	103	33
	補正係数等(省令事項)	282	183	32
平成14年度	単位費用等(法律事項)	167	116	31
	補正係数等(省令事項)	232	165	31
平成15年度	単位費用等(法律事項)	137	93	39
	補正係数等(省令事項)	222	146	34
平成16年度	単位費用等(法律事項)	145	88	41
	補正係数等(省令事項)	150	106	29
平成17年度	単位費用等(法律事項)	156	98	36
	補正係数等(省令事項)	144	86	24
平成18年度	単位費用等(法律事項)	198	88	25
	補正係数等(省令事項)	124	97	28
平成19年度	単位費用等(法律事項)	241	128	59
	補正係数等(省令事項)	177	111	30
平成20年度	単位費用等(法律事項)	172	79	18
	補正係数等(省令事項)	212	114	31
平成21年度	単位費用等(法律事項)	181	70	27
	補正係数等(省令事項)	161	100	20
平成22年度	単位費用等(法律事項)	171	81	27
	補正係数等(省令事項)	149	98	13
平成23年度	単位費用等(法律事項)	214	76	27
	補正係数等(省令事項)	152	111	25
平成24年度	単位費用等(法律事項)	181	62	23
	補正係数等(省令事項)	183	129	31
平成25年度	単位費用等(法律事項)	175	58	16
	補正係数等(省令事項)	196	132	32
平成26年度	単位費用等(法律事項)	318	92	40
	補正係数等(省令事項)	291	146	55
平成27年度	単位費用等(法律事項)	251	111	76
	補正係数等(省令事項)	262	144	42
平成28年度	単位費用等(法律事項)	225	79	45
	補正係数等(省令事項)	277	173	45
平成29年度	単位費用等(法律事項)	256	101	64
	補正係数等(省令事項)	216	138	45
平成30年度	単位費用等(法律事項)	232	88	60
	補正係数等(省令事項)	198	126	37
令和元年度	単位費用等(法律事項)	277	108	65
	補正係数等(省令事項)	249	125	33
令和2年度	単位費用等(法律事項)	369	130	75
	補正係数等(省令事項)	258	128	47
令和3年度	単位費用等(法律事項)	285	118	85
	補正係数等(省令事項)	194	115	38
令和4年度	単位費用等(法律事項)	301	101	49
	補正係数等(省令事項)	158	96	33

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧(省令事項)

令和4年7月

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うこととしたものを示す。

都道府県分

○基準財政需要額に係るもの

費 目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	東京都	大都市特有の財政需要の反映	※
	神奈川県	都市部の財政需要の適切な把握と過度な財源調整(段階補正)の見直し	
	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	※
	愛知県	留保財源の状況を踏まえた地域手当の算入強化	
警察費	京都府	警察官給与費に係る補正係数の新設	
	大阪府	警察官数段階別における事務職員数の見直し	※
道路橋りょう費	北海道	道路橋りょう費(延長)における割落率による不均衡の是正	
	奈良県	道路橋りょう費(延長)における投資補正係数の設定方法の見直し	
	沖縄県	道路橋りょう費(延長)の投資補正係数の算定における割落としの廃止	
小・中学校費	京都府	教職員給与費の適切な算入	
高等学校費	北海道 鳥取県	高等学校費における学校規模・区分に応じた需要の適切な反映	
	岩手県	小規模高等学校のかかりまし経費の適切な算定	
	島根県	小規模高等学校のかかりまし経費の適切な反映	
	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	※
特別支援学校費	山口県	特別支援学校の通学バス運行経費に係る補正係数の見直し	※
その他の教育費	大阪府	奨学のための給付金に係る補正係数の新設	
	沖縄県	教育費の財政負担に係る地域間の格差是正	
厚生労働費総括	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	※
社会福祉費	沖縄県	地域子ども・子育て支援事業に係る地域間の格差是正	
衛生費	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 岐阜県 大阪府 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	※
	岩手県 山形県 福島県 茨城県 群馬県 新潟県 宮崎県	医師偏在の大きい団体に配慮した算定	
	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の追加	

費目	提出団体	内 容	処理状況
衛生費	兵庫県 宮崎県 沖縄県	交付税措置の対象となる公立病院の施設整備費に係る建築単価の上限の見直し	※
	奈良県	密度補正Ⅰ（人口密度の大小による保健所数の逓増を勘案）の廃止	
高齢者保健福祉費	石川県	高齢者保健福祉費（75歳以上人口分）における密度補正の見直し	
	鳥取県 山口県 徳島県	軽費老人ホーム事務費の適切な算定	
農業行政費	岩手県	家畜保健衛生所における獣医師の配置実態に応じた給与費の適切な算定	
	鹿児島県	家畜保健衛生所における獣医師の給与費に係る密度補正の創設	
地域振興費	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入	
	和歌山県	投資的経費における適切な財政措置	※
	北海道	計画的な実施の必要な維持補修に要する経費の適切な算定	※
	青森県	公共投資への依存度等を踏まえた投資補正の見直し	※
	鳥取県 島根県 高知県	公共投資への依存度等を踏まえた投資補正の見直し	
	岩手県	公共投資への依存度等を踏まえた投資補正の見直し	
	沖縄県	地域振興費における基地補正	
	青森県 山形県	地域振興費における人口急減補正の継続	※
	高知県	人口急減補正の継続・拡充	※
	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	※
	長崎県	へき地補正の算定方法の見直しと算定基礎の明示	
	地域の元気創造事業費	富山県	新型コロナウイルス感染症の影響により生じる統計数値の異常値への対応
人口減少等特別対策事業費	大分県	グリーン社会実現のための地域の再生エネルギー導入を加速させる経費の算定	※
地域社会再生事業費	青森県	経常態容補正係数Ⅱにおける条件不利地域等への割増係数の継続	※
	富山県	行革努力分を反映する経常態容補正Ⅰで使用する地方税徴収率の見直し	
	奈良県	経常態容補正係数等の算出方法の見直し	
	東京都	地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い	
	滋賀県	「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へのシフト	
	東京都	人口減少等特別対策事業費の適正な算定及び今後の取扱い	
	福井県	人口減少等特別対策事業費の補正係数	
	徳島県	「人口減少等特別対策事業費」における「地方公共団体が関与したサテライトオフィス開設数」を反映する補正係数の新設	
	北海道 青森県 新潟県 長野県 鳥取県 島根県 徳島県 高知県	地域社会再生事業費の継続	※
	東京都	地域社会再生事業費の今後の取扱い	

費目	提出団体	内 容	処理状況
地域社会再生事業費	北海道	地域社会再生事業費の経常態容補正における人口構造の変化に応じた指標の反映方法の見直し	
	山梨県	地域社会再生事業費の技術職員の増員数に係る算定方法の見直し	
	石川県	地域社会再生事業費の算定方法の見直し	
地域デジタル社会推進費	奈良県	経常態容補正係数の算出方法の見直し	
	山口県	「地域デジタル社会推進費」に係る基準財政需要額の適切な算定	
公債費	栃木県 愛知県 大阪府 岡山県	理論償還における市場公募債の据置期間の廃止	
包括算定経費	富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	
	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直し	
臨時財政対策債	茨城県 埼玉県 千葉県 愛知県 大阪府	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	
	青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力による補正	※
	石川県 島根県	臨時財政対策債の算定における財政力による補正の強化	

○基準財政収入額に係るもの

税目	提出団体	内 容	処理状況
不動産取得税	神奈川県	不動産取得税における基礎数値の変更	

市町村分

○基準財政需要額に係るもの

費目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	京都市(京都府)	小規模市町村に有利な算定方法の見直し	※
	球磨村(熊本県)	令和2年7月豪雨による令和2年国勢調査人口減少への対応	※
消防費	会津若松市(福島県) 柳津町(〃) 古殿町(〃)	「消防団員の報酬等の基準」を踏まえた消防団活動に要する経費の算定	※
	上越市(新潟県)	消防費(非常備消防費に係るもの)の算定の見直し	※
道路橋りょう費	札幌市(北海道)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	※
	秩父別町(北海道)	地域の状況を踏まえた積雪度級地の設定	
	新潟市(新潟県)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	※
	川崎市(神奈川県)	指定都市の道路橋りょう費算定における維持補修費の適切な反映	
下水道費	滋賀県 甲賀市(滋賀県)	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件の見直し	
小・中学校費	田川市(福岡県)	就学援助費に係る基準財政需要額の算定	
生活保護費	川崎市(神奈川県)	密度補正の住宅扶助や医療扶助(入院)に対する補正係数の新設	
	大阪市(大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	※
	大阪市(大阪府)	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	
社会福祉費	多摩市(東京都)	社会福祉費の児童手当支給対象者数(地方公務員)に係る一部事務組合構成市の按分根拠	※
	香川県全市町	子育てのための施設等利用給付に係る基準財政需要額の算定	※
	大阪市(大阪府) 尼崎市(兵庫県) 那覇市(沖縄県)	児童扶養手当に係る密度補正の見直し	
	東大阪市(大阪府)	児童扶養手当の受給割合に応じた密度補正への見直し	
保健衛生費	札幌市(北海道)	指定難病の特定医療費の交付税措置に係る補正係数の創設	
	札幌市(北海道)	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	
	美唄市(北海道) 小田原市(神奈川県)	公立病院の施設整備に関する措置の見直し	※
	滝川市(北海道)	地方公営企業等職員(病院事業)に係る基礎年金拠出金の公的負担に係る補正係数の創設	※
	京都市(京都府)	保健所体制の強化に係る財政需要の適切な反映	※
	宝塚市(兵庫県)	市町村立病院事業の運営に要する経費のうち特別交付税からの振替分の適正な需要額算入	※
高齢者保健福祉費	小樽市(北海道)	療養給付費に係る基準財政需要額の適正な算入	
	大阪市(大阪府)	老人医療費(後期高齢者医療事業会計等に係るもの)の単価差を反映する密度補正の新設	
	尼崎市(兵庫県)	後期高齢者に係る医療費単価差を反映する密度補正の新設	
清掃費	箱根町(神奈川県)	清掃費における密度補正Ⅱの算入単価の引上げ	※
	京都市(京都府)	観光立国の推進に関する財政需要の適切な反映	
地域振興費	綾部市(京都府) 境港市(鳥取県)	外国青年招致人員の対象範囲の見直し	
	熊本県	人口増加団体に適用される人口急増補正の拡充	

公債費	横須賀市(神奈川県)	臨時財政対策債償還基金費の算定に伴う、後年度の公債費(臨時財政対策債償還費)の算定	
臨時財政対策債	名古屋市(愛知県)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	
	大阪市(大阪府) 広島市(広島県)		
	阿南市(徳島県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	

○基準財政収入額に係るもの

令和4年度は意見なし